

市民政策コメントを募集します

鳥取市地域防災計画（修正案）

問 本庁舎危機管理課（31 番窓口）
TEL 0857-30-8033 FAX 0857-20-3042
MAIL kikikanri@city.tottori.lg.jp

鳥取市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市および市域の防災関係機関その他の防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務および業務の大綱を定めるものです。

今回は、国の防災基本計画および県の地域防災計画の修正、令和5年台風第7号災害を受けた課題の対応など、必要な修正を行うものです。この「鳥取市地域防災計画（修正案）」について、みなさんのご意見を募集します。

提出期限 1月14日（火）必着

資料公開 本庁舎総合案内、各総合支所地域振興課、本市公式ウェブサイトなど

公開期間 1月14日（火）まで

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メール・本市公式ウェブサイト（電子申請）のいずれかで問い合わせ先まで

鳥取市こども計画（案）

問 駅南庁舎こども未来課
TEL 0857-30-8232 FAX 0857-20-0144
MAIL kodomo-mirai@city.tottori.lg.jp

本市では、全ての子どもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律である「こども基本法」に基づき、この度「鳥取市こども計画（案）」を作成しましたので、みなさんのご意見を募集します。

提出期限 1月31日（金）必着

資料公開 本庁舎総合案内、各総合支所窓口、本市公式ウェブサイト

公開期間 1月10日（金）～31日（金）

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メール・本市公式ウェブサイト（電子申請）のいずれかで問い合わせ先まで

鳥取市水道事業長期経営構想（2025-2035）（案）

問 水道局経営企画課（〒680-1132 国安210-3）
TEL 0857-53-7952 FAX 0857-53-7802 MAIL keieikikaku@water.tottori.tottori.jp

水道局では、平成27年4月に策定した「鳥取市水道事業長期経営構想（改訂版）」を本市の水道事業を将来にわたり安定的に運営していくために見直しを図っています。

このたび、鳥取市水道事業審議会のご意見を踏まえ、「鳥取市水道事業長期経営構想（2025-2035）（案）」をまとめましたので、みなさんのご意見を募集します。

提出期限 1月27日（月）必着

資料公開 水道局国安庁舎、本庁舎総合案内、駅南庁舎総合案内、各総合支所窓口、水道局公式ウェブサイトなど

公開期間 1月8日（水）～27日（月）

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで

積雪時の消火栓上の除雪にご協力ください

問 本庁舎危機管理課（31 番窓口）TEL 0857-30-8032 FAX 0857-20-3042

市内各地の道路や歩道に、火災の消火作業時に使用する消火栓が設置されています。

積雪時には消火栓が雪に覆われ、消火作業の支障となる恐れがあります。地域を火災から守るためにも、消火栓上の除雪にもご協力をお願いします。

■除雪作業時の注意事項

- 車や歩行者に十分気をつけて実施してください。
- 湿った雪や固まった雪などは大変重くなっていますので、足や腰を痛めないように無理はしないでください。



償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

問 本庁舎固定資産税課（21 番窓口）
TEL 0857-30-8156 FAX 0857-20-3920

1月1日現在、市内に固定資産税における償却資産を所有している人は、申告義務があります。償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産のことをいいます。工場や店舗を経営したり、駐車場やアパートを貸し付けるなどの事業を営む人（法人・個人）は、資産の増減に関わらず申告してください。新たに申告書等を希望する人は問い合わせ先まで。

適正申告のための調査も順次実施しています。申告もれとならないように、期限内の申告にご協力ください。

提出期限 1月31日（金）

提出先 固定資産税課、各総合支所市民福祉課

【業種別の主な償却資産の例】

構築物、機械および装置、工具器具および備品などが対象

各業種共通のもの	舗装路面、庭園、門、塀などの外構工事、駐車場設備、受変電設備、外灯、ネオンサイン、看板、ロッカー、エアコン、キャビネット、レジスター、事務機器、太陽光発電設備など
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食業	接客用家具および備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、冷蔵庫、日よけ、室内装飾品など
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、タオル蒸器など
医院・歯科医院	各種医療機器、待合室用椅子、カルテ用キャビネット、カウンターなど
不動産貸付業	屋外の電気・給排水・ガス設備、ゴミ置場、物置、自転車置場など

◆家屋として評価されているものは除きます。

◆テナントの場合、原則として附帯設備を取り付けた人が申告します。



本市公式ウェブサイト



外部ウェブサイト

エルタックス eLTAX（電子申告）もご利用ください。

Pick up information

ピックアップインフォメーション

あなたは犬や猫の飼い主として責任を果たしていますか？

問 駅南庁舎生活安全課
TEL 0857-30-8551 FAX 0857-20-3962
問 各総合支所市民福祉課 TEL・FAX 10時～

■最期まで面倒をみる

飼育環境を整え、健康状態に気を配りましょう。家族の一員として、最期まで責任と愛情を持って飼育してください。どうしても飼えなくなる場合を想定して、あらかじめ責任をもって飼ってくれる人を探しておきましょう。

愛護動物*の遺棄・虐待は犯罪です

- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または500万円以下の罰金
※牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる、人が占有している動物で、哺乳類、鳥類または爬虫類に属するもの

■不妊・去勢手術をする

生まれた子犬や子猫を飼えないのであれば、生まれる前に飼い主の責任で不妊・去勢手術を行いましょう。また、病気の予防にもなります。

■迷子にしない（所有者を明示する）

飼い主の連絡先がわかるよう首輪に必ず鑑札や迷子札を装着し、万が一迷子になっても飼い主のところへ戻れるようにしましょう。マイクロチップの装着も推奨します。

■犬はつないで飼う・無駄吠えをさせない

放し飼いや、ノーリードでの散歩は法令で禁止されています。無駄吠えでお困りの場合は、しつけの専門家に相談しましょう。

■フン・尿を始末する

飼い犬は自宅で排泄をすませてから散歩にでかけましょう。やむを得ず外で排泄したときは、フンは持ち帰り、尿は持参したペットボトルの水で流すなど、後始末を行いましょう。

■猫は屋内で飼う

交通事故や感染症、猫同士のケンカによるケガを避けられます。大切な猫のためにも屋内で飼いましょう。